

浸水リスクに係る国や県の新たな動きに関する情報

【説明資料】

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1) 国のまちづくり関係施策 | |
| ①災害危険区域での開発 | P. 2 |
| ②市街化調整区域における開発許可の厳格化 | P. 4 |
| ③立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱 | P. 5 |
| ④防災まちづくりガイドラインの策定 | P. 7 |
| 2) 滋賀県都市計画基本方針（仮称）策定に向けた取組 | P. 8 |
| 3) 流域治水関連法について | P. 12 |

1) 国のまちづくり関係施策

- ① 災害危険区域での開発
- ② 市街化調整区域における開発許可の厳格化
- ③ 立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱
- ④ 防災まちづくりガイドラインの策定

① 災害危険区域での開発

(1) 災害ハザードエリアにおける開発抑制

災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止【都市計画法】

現行（都市計画法第33条第1項第8号）

- 自己以外の居住の用に供する住宅
(分譲住宅、賃貸住宅 等)
- 自己以外の業務の用に供する施設
(貸オフィス、貸ビル、貸店舗 (ショッピングモールを含む)、貸倉庫 (レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業務用施設 等)

の開発は

レッドゾーン

- 災害危険区域 (出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと

規制対象に自己業務用施設を追加

見直し

- 自己以外の居住の用に供する住宅
(分譲住宅、賃貸住宅 等)
- 自己以外の業務の用に供する施設
(貸オフィス、貸ビル、貸店舗 (ショッピングモールを含む)、貸倉庫 (レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業務用施設 等)
- 自己の業務の用に供する施設**
(自社オフィス、自社ビル、自社店舗 (スーパー、コンビニを含む)、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等)

の開発は

レッドゾーン

- 災害危険区域 (出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと

浸水警戒区域

令和4年4月から

「安全なまちづくり」「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について。
【国土交通省都市局都市計画課】(一部加筆(青線、赤太線、白字))

①災害危険区域での開発

都市計画法の一部改正に関する
安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて
(技術的助言)の抜粋 R3.4.1付け【国土交通省都市局】

法第33条第1項第8号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の状況等により支障がないと認められるとき」は、災害危険区域等における開発を例外的に許容する場合を規定している。

本規定は、次に掲げる場合に適用することが考えられる。

- イ 災害危険区域等のうちその指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合
- ロ 開発区域の面積に占める災害危険区域等の面積の割合が僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により災害危険区域等の利用を禁止し、又は制限する場合
- ハ 自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用者が想定されない場合
- ニ 災害危険区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合
- ホ イからニまでの場合と同等以上の安全性が確保されると認められる場合

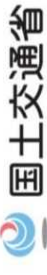
具体的な運用については
県庁開発部局と調整中。
その後、市町と調整予定

浸水警戒区域（災害危険区域）の建築制限では、住居や社会福祉施設等の用に供する建築物等の建築において、想定水位上に避難空間を確保すること等を求めている。

②市街化調整区域における開発許可の厳格化

(1) 災害ハザードエリアにおける開発抑制

市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化【都市計画法】



現行（都市計画法第34条第11号、12号）

- 市街化を抑制すべき市街化調整区域であっても、市街地の隣接、近接する等の区域のうち、地方公共団体が条例（いわゆる11号条例、12号条例）で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能。
- 条例での区域の指定に当たっては、政令（都市計法施行令第29条の8、29条の9）において、原則として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」等を指定区域から除外するよう定められているが、除外が徹底されていない場合もある。



11号条例、12号条例の区域から、
災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリアの除外を徹底

見直し

<法改正>

- 11号条例及び12号条例の区域指定について、災害の防止が図られるよう政令で基準を設定することを法律（都市計画法第34条第11号、12号）で明記。

<政省令等改正>

浸水警戒区域

レッドゾーン

- 11号条例及び12号条例の区域から
 - 災害危険区域（出水等）
 - 地すべり防止区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域

水防法に基づき作成している想定最大規模降雨の
洪水浸水想定区域において想定浸水深が3.0mを
目安とする（R.3.4.1【国土交通省都市局】技術的助言）

と浸水ハザードエリア※等を除外。

※水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア

- 除外された浸水ハザードエリア等における開発については、安全上及び避難上の対策が講じられたものに限る、開発審査会の議を経て許可（法第34条第14号による許可）

「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について【国土交通省都市局都市計画課】（一部加筆（青線、白字））

③立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱

(3) 立地適正化計画の強化
居住誘導区域内における災害レッドゾーンの原則除外【都市再生特別措置法】



居住誘導区域として定めない区域(都市再生特別措置法 § 81⑱)

○建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域

- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域

(地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く)

※ ●災害危険区域 (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)

●津波災害特別警戒区域

浸水警戒区域

については、引き続き都市計画運用指針において原則居住誘導区域として定めないこととして位置づけ。

【「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について】
【国土交通省都市高都市計画課】(一部加筆(青線、白字))

③ 立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱



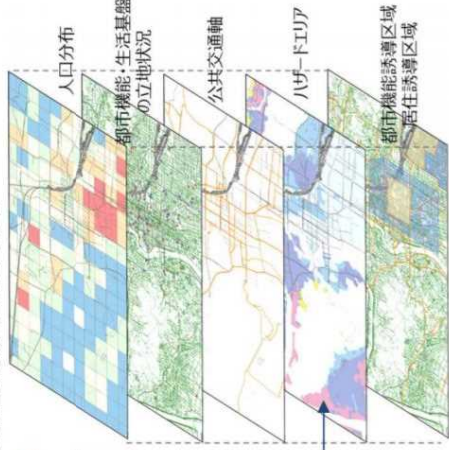
立地適正化計画の強化 (3) 立地適正化計画の強化 防災指針の概要 (都市再生特別措置法第81条)

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせることで、都市の災害リスクの見える化を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

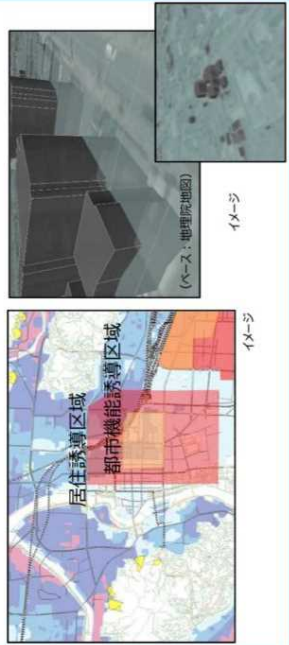
■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- ...

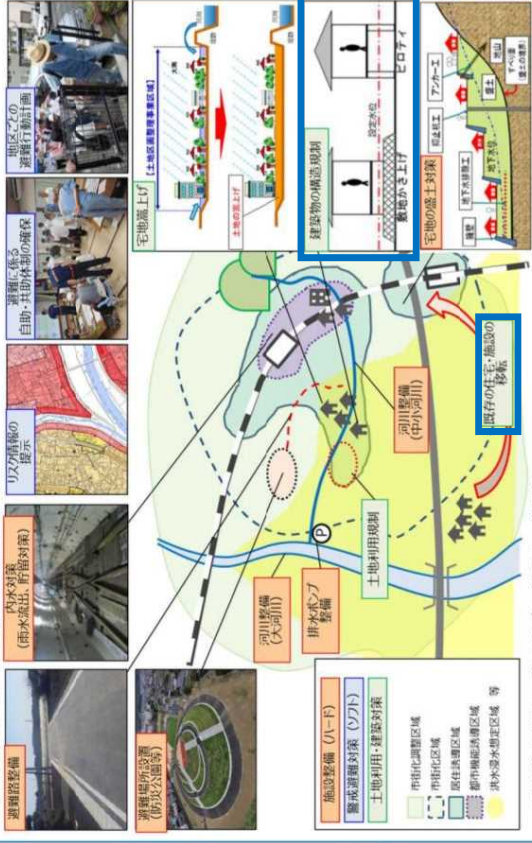


■ 都市の災害リスクの見える化



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策 (例)



■ 防災対策の実施プログラム (例)

施策	実施する地域	実施時期の目標		
		5年	10年	20年
河川整備 (中小河川)	市全域	〇	〇	〇
河川整備 (中小河川)	市全域	〇	〇	〇
避難場所設置 (防災広域等)	居住誘導区域	〇	〇	〇
避難経路整備	居住誘導区域	〇	〇	〇
雨水ポンプ整備	居住誘導区域	〇	〇	〇
内水対策 (雨水流出抑制等)	居住誘導区域	〇	〇	〇
宅地の盛土対策	居住誘導区域	〇	〇	〇

「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法の改正について【国土交通省都市局都市計画課】(一部加筆(青線))

④ 防災まちづくりガイドラインの策定

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】①



別添2

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ、今般、提言に基づき「水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す『水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン』を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部署が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

開催経緯

- 令和2年1月 8日 第1回検討会
- 4月17日 第2回検討会
- 6月12日 第3回検討会
- 7月16日 第4回検討会
- 8月26日 提言とりまとめ
- 令和3年3月17日 第5回検討会
- 5月28日 ガイドラインとりまとめ

委員名簿

- (○ 座長、○ 副座長 敬称略、五十音順)
- 岡安 章夫 東京海洋大学海洋資源エネルギー学部教授
 - 小山内 信智 政策研究大学院大学教授
 - 加藤 孝明 東京大学生産技術研究所教授
 - 木内 望 建築研究所 首席研究員
 - 立川 康人 京都大学大学院工学研究科教授
 - 中井 校裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授
 - 中村 英夫 日本大学理工学部教授
 - 藤田 光一 河川財団河川総合研究所長

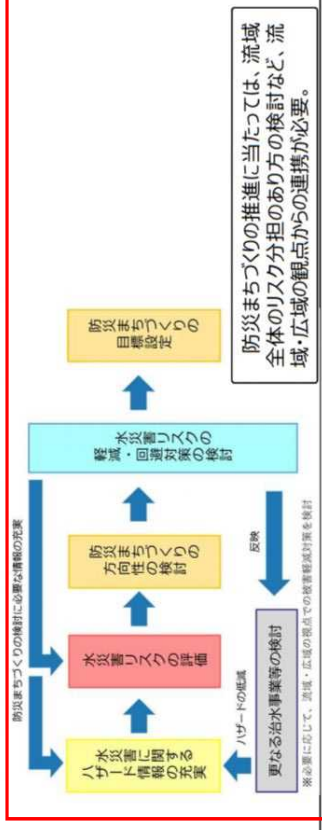
事務局 国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。



「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】①」
【国土交通省都市局】
（一部加筆（赤線））

2) 滋賀県都市計画基本方針(仮称) 策定に向けた取組

滋賀県都市計画基本方針(仮称)策定に向けた取組

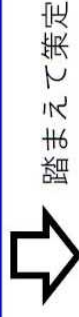
1 目的

持続可能で誰もが暮らしやすい安全・安心のまちづくりを目指すため、**県の都市計画のあり方を示す「滋賀県都市計画基本方針(仮称)」を令和3年度に策定する。【新規策定】**

2 基本方針の位置づけ

基本方針自体は法的な位置づけはないが、法定計画である「都市計画区域マスタープラン」および「市町の都市計画マスタープラン」の上位方針という位置づけ。
県土全体を対象に、基本的な考え方や広域的な方向性等を提示。

滋賀県都市計画基本方針(仮称)
〔県の都市計画のあり方を示すもの〕
策定主体：県 対象：県土全域



踏まえて策定

法定計画

都市計画区域マスタープラン
〔大津湖南都市計画区域 他10区域〕
策定主体：県 対象：都市計画区域



即して策定

都市計画マスタープラン
〔市町マスタープラン〕
策定主体：市町 対象：市町の区域

滋賀県基本構想 みんなで目指す 2030 年の姿			
[人] 自分らしい未来を 描ける生き方	[経済] 未来を拓く新たな 価値を生み出す産業	[社会] 未来を支える多様な 社会基盤	[環境] 未来につなげる 豊かな自然の恵み



滋賀県都市計画基本方針			
都市の将来像			
(1) 豊かな生活を実現できる社会	(2) 新たなサービスや製品が生み出される社会	(3) 安心して移動できる社会	(4) 自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会
目指すべきまちづくりの方向性			
(1) 魅力ある多様な拠点の形成 → 地域や人口規模に 応じサービス機能が 集積したコンパクトで 多様な拠点の形成 等	(2) 滋賀の成長を支える多様な産業の創出 → 都市の活力維持に寄与する工業用地や物流拠点などの計画的確保 等	(3) 質の高い交通・道路ネットワーク形成 → 自動車に過度に依存しない人の移動を確保する観点から、公共交通の維持・充実 等	(4) 災害リスクを低減する安全なまちづくり → 災害ハザードエリアでの居住・生活サービス機能の立地規制、建築規制 等
			(5) 自然と共生する文化が育まれる社会
			(5) 滋賀らしい歴史・文化資源、自然資源等の保全、活用、継承 → 風景条例等に基づく景観形成、琵琶湖を取り巻く環境の「守る」「活かす」の好循環の推進 等

【別表】安全なまちづくりに関する土地利用規制・誘導について(案)

骨子案【詳細版】別表

		都市計画区域		都市計画区域外	
		線引き都市計画区域	非線引き都市計画区域	都市計画区域外	
		市街化区域	用途地域	白地地域 (=用途未指定地域)	
開発許可 が必要な 地域		1,000㎡以上が対象	3,000㎡以上が対象	10,000㎡以上が対象	
レッド	<p>災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正 (R2.6)】<R3.10施行予定></p> <p>地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施 (原則居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や 安全確保策を記載 【独自】</p>	<p>自己居住用を除き開発許可を原則禁止 災害レッドゾーン 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p> <p>災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正 (R2.6)】<R3.10施行予定></p> <p>地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施 (原則居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や 安全確保策を記載 【独自】</p>	<p>自己居住用を除き開発許可を原則禁止 災害レッドゾーン 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p> <p>災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正 (R2.6)】<R3.10施行予定></p> <p>地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施 (原則居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や 安全確保策を記載 【独自】</p>	<p>自己居住用を除き開発許可を原則禁止 災害レッドゾーン 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p> <p>災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正 (R2.6)】<R3.10施行予定></p> <p>地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施 (原則居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や 安全確保策を記載 【独自】</p>	<p>自己居住用を除き開発許可を原則禁止 災害レッドゾーン 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p> <p>災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正 (R2.6)】<R3.10施行予定></p> <p>地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施 (原則居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や 安全確保策を記載 【独自】</p>
イエロー	<p>土砂災害警戒区域 →同上 【独自】</p> <p>水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法34条11号及び12号の条例の区域から除外、安全上及び避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p>	<p>土砂災害警戒区域 →同上 【独自】</p> <p>水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法34条11号及び12号の条例の区域から除外、安全上及び避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p>	<p>土砂災害警戒区域 →同上 【独自】</p> <p>水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法34条11号及び12号の条例の区域から除外、安全上及び避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p>	<p>土砂災害警戒区域 →同上 【独自】</p> <p>水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法34条11号及び12号の条例の区域から除外、安全上及び避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p>	<p>土砂災害警戒区域 →同上 【独自】</p> <p>水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法34条11号及び12号の条例の区域から除外、安全上及び避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正 (R2.6)】<R4.4施行予定></p>

浸水警戒区域を
立地適正化計画
の居住誘導区域
から除外

地先の安全度
マップ1/10で
50cm以上の
浸水エリアは、
必要に応じて
居住誘導区域の
見直しを実施
【独自】

住宅等の開発
許可の厳格化

地先の安全度
マップ1/10で
50cm以上の
浸水エリアは、
原則市街化区域
に含めない
【流域治水条例】

【骨子案【詳細版】別表】安全なまちづくり
【滋賀県都市計画課】(一部加筆(赤線、青枠、白文字))

※本資料は現時点の事務局案であり、今後の検討により変更する可能性があります

3) 流域治水関連法について

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

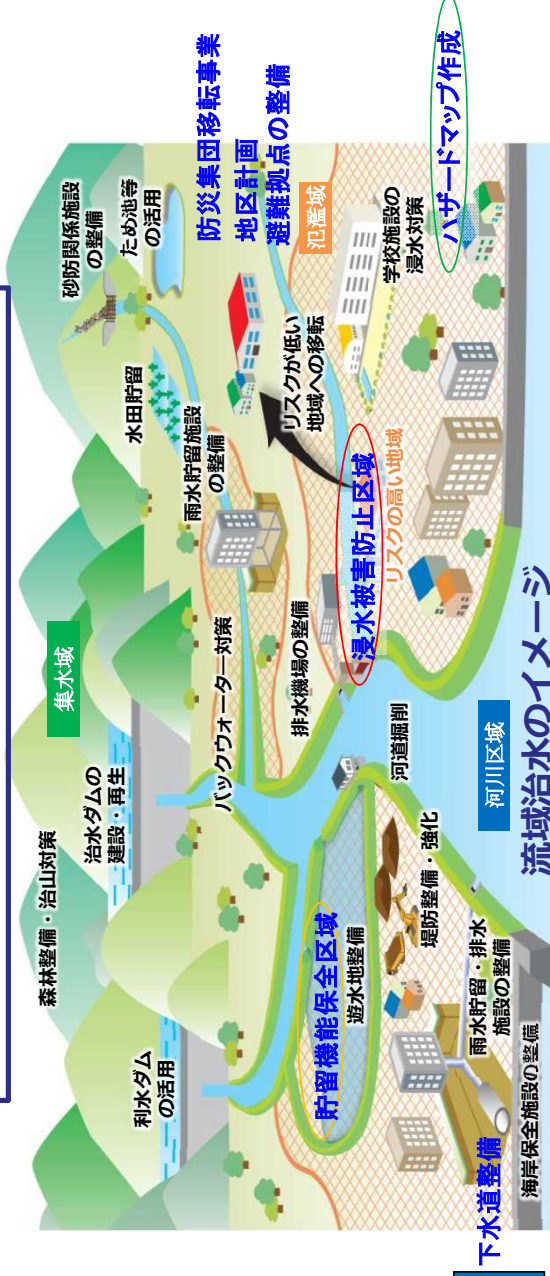
- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- [国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応]

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第31号)」についてより
【国土交通省】

流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

- ①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 一 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

特定都市河川法

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - 一 **利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - 一 下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 一 **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 一 **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 一 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

特定都市河川法

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 一 **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 一 **防災集団移転促進事業**のエリア要件の**拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
 - 一 **災害時の避難先**となる**拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

特定都市河川法

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 一 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで**拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による**権限代行**の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

水防法

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現
 (KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)